

「専用水道事務マニュアル」一部改正の概要

1 改正の趣旨

前回改正（令和2年9月15日）以降の法令等の改正事項を反映させるもの。
※本マニュアル自体を根拠とする基準・指導事項等の変更はなし。

2 主な改正内容

- (1) 「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第36号）の施行に伴うもの
 - ア 水道整備・管理行政の移管（令和6年4月1日移管）

水質又は衛生に関する事務については「厚生労働省」を「環境省」に、当該事務以外の事務については「国土交通省」に移管したことを反映
 - イ 水道技術管理者の資格要件見直し（令和7年4月1日施行）
- (2) その他所要の改正

3 その他

資料集についても併せて時点修正を行う。